

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市使用料等審議会
- 2 開催日時 令和7年10月3日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 水戸市使用料等審議会委員  
澤勇二, 大塚久美子, 小田倉康家, 鹿倉よし江, 二川泰久, 松橋裕子, 高橋直美, 根本真寿美, 砂金祐年, 清水修
  - (2) 執行機関  
財務部長 長谷川昌人, 財政課長 佐藤直明, 財政課課長補佐 小松圭介  
財政課財政係長 横田真澄, 財政課財政係係員 磯前宅見  
参事兼生涯学習課長 林栄一, 生涯学習課副参事兼少年自然の家所長 金光智之  
農政課長 後藤俊之, 農政課ふるさと農業センター所長 長谷川祐紀  
公園緑地課長 鶴井昭宏, 公園緑地課緑化係長 中村良太  
一般財団法人水戸市公園協会植物公園係長 城山美穂  
住宅政策課長 松村透, 住宅政策課課長補佐 細谷洋祐  
技監兼道路管理課長 大山裕己, 道路管理課台帳係長 石井猛夫
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 担当課ヒアリング（公開）
  - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称  
水戸市使用料等審議会担当課ヒアリング日程表, ヒアリング調書その1（10月3日分）, 受益者負担適正化の検討の観点について
- 9 発言の内容 別紙のとおり

## 別 紙

- 執行機関　　定刻となりましたので、ただいまから、第3回水戸市使用料等審議会を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。なお、      委員は御都合により欠席との連絡がございました。それでは、早速ですが、会長に議事の進行をお願いします。
- 会　　長　　それでは、前回の審議会において、審議会としてヒアリングを行う使用料・手数料を決定いたしました。本日の第3回から第5回の3回にわたる審議会におきましては、ヒアリング対象とした使用料等を所管する担当課の皆様にお越しいただき、ヒアリングを行ってまいります。まずは、ヒアリングの日程及び進め方について、事務局から説明をお願いします。
- 執行機関　　（ヒアリング日程、配付資料及びヒアリングの進め方を説明）
- 会　　長　　ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対し、何か御質問、御意見等はございますか。
- 委員　　（質問なし）
- 会　　長　　それでは、時間も限られていますので、早速ヒアリングを行ってまいりたいと思います。事務局から説明があったとおり、担当課から説明をいただいた後、一問一答形式でヒアリングを進めてまいります。はじめに、市役所の担当課の皆様に対するお願いであります。御説明いただく際は、まずははじめに結論をお願いします。現行の料金設定について、妥当であるのか、あるいは値上げが必要であるのか、値下げが必要であるのか、最初に、結論を話していただきまして、その後に、その理由について、お聞かせいただきたいと思います。また、説明は5分程度で行っていただければ幸いです。次に、委員の皆様に対するお願いでありますが、本日のヒアリングは、料金改定について後日検討する際の参考として、各サービスの現状や課題などについて担当課からお伺いすることを目的として行うものであります。料金改定の具体的な内容については、第6回、第7回の審議会で議論することとなりますので、ヒアリングでは、課題等を含めた各サービスの現状把握に重点を置いていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、「受益者負担適正化の検討の観点について」という資料を事前に配付しております。これを念頭に御質問いただくと、後ほどの改定検討の参考になるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、1番の少年自然の家使用料についてヒアリングを開始しますので、生涯学習課から御説明をお願いいたします。
- 執行機関　　（ヒアリング調書その1（10月3日分）について説明）
- 会　　長　　それでは、委員の皆様、御質問をお願いいたします。
- 委員　　一般の方はこの施設を使用できるのでしょうか。
- 執行機関　　使用できる方は条例で定められており、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒、少年団体等としています。また、そのほか教育委員会が適当と認める者として、高等学校、短期大学、大学、専門学校等の生徒及び指導者が使用できます。青少年の育成を目的としており、一般の大人の方のみでは利用いただけません。
- 委員　　施設ができた昭和50年時点の想定利用者数と比較し、現在の利用者数はどの程

度減少していますか。利用者数が減少しているのであれば、それに応じた利用料金の改定が必要かと思います。

執行機関 昭和 50 年時点の想定利用者数につきましては把握しておりません。利用者数としては減少している状況です。

\_\_\_\_委員 利用可能な方については条例で定められているとのことでしたが、市の条例でよろしいですか。

執行機関 そうです。

\_\_\_\_委員 市が条例を改正すれば大人の方も利用できるようになり、様々な団体が利用できれば、利用者が増加すると思います。生涯学習という観点からすると、小中学生や高校生等に利用を制限する必要はないと考えます。この点についてどのように考えていますか。

執行機関 現段階では、青少年教育施設であることから、条例に則り、利用者を定めています。今後はいただいた御意見も含めて検討してまいります。

\_\_\_\_委員 調書によると、現行の使用料を維持して、利用者を増加させるとありますが、令和 6 年度の小中学生、青少年団体等の利用者数を教えてください。また、国田地区にある J A いばらきスポーツパークでは、高校生の合宿での利用が増えてることです。少年自然の家での高校生の利用について、現状を説明してください。

執行機関 まず、小中学校の利用団体数は年間で小学校が 69 団体、中学校が 7 団体です。高校生につきましては、小中学校以外の区分として集計しているので、高校生のみを集計したデータはありません。利用の形態としては部活動が多く、吹奏楽部であれば敷地内で練習ができますし、スポーツ団体であれば、日頃の練習とは別に、レクリエーションや、我々が提供するプログラムを体験していただいているいます。

\_\_\_\_委員 利用した学校数を教えてください。

執行機関 水戸市立につきましては、33 校すべての小学校において御利用いただいております。中学校につきましては 5 校です。

\_\_\_\_委員 建物の減価償却費は運営経費には計上しないのでしょうか。

執行機関 市の会計の考え方として、減価償却費は計上しておりません。

副会長 施設の稼働率を教えてください。

執行機関 稼働率は、開所日数のうち、利用者がいた場合を計上し、令和 6 年度につきましては、75.9% でした。

副会長 残り 25% 程度しか受け入れができないということでしょうか。

執行機関 そうです。

副会長 その状況であれば、調書に記載された P R 活動などをした場合、受け入れができないのではないでしょうか。

執行機関 1 月から 3 月などは利用団体が少ないので、その時期の稼働率を上げるための P R 活動をしていきたいと考えています。

\_\_\_\_委員 月別の稼働率を教えてください。また、企業等が実施する研修や少年団体、高校や大学、専門学校等の利用状況を教えてください。

執行機関 月別の稼働率はデータがございませんので、お答えできません。大学や短期

大学等の利用は年に 1 件程度です。少年団体に関しましては、子ども会や青少年育成会など、常日頃から利用していただいています。

\_\_\_\_委員

私も学校事務として勤務しており、宿泊施設をよく調べます。隣県に新しく建設されるなど、利用者の流出の懸念もあるので、その点も考慮しなければならないと思います。

執行機関

貴重な御意見をありがとうございます。今年度、私と教育長が高校へ訪問し、PRをしてきたところでございます。学校でのプログラムは、4月に決まってしまう場合が多いので、来年度以降の利用者増につなげたいと考えています。

\_\_\_\_委員

稼働率が 100% となった場合、受益者負担率はどの程度になりますか。利用者が 25% 増加しても受益者負担率は 10% にも届かないと思われます。この状況について、どのように考えていますか。

執行機関

稼働率が 100% になった場合の受益者負担率につきましては、試算をしておりません。稼働率が上がった場合には施設の運営経費も増加しますし、人員の不足も発生すると思われますが、受益者負担率が低くても、教育活動の一環として、低廉な使用料で運営したいと考えています。

\_\_\_\_委員

人件費に関して伺います。一人当たり人件費が 810 万円の方が 3 人いるとのことですが、その方の業務内容を教えていただけますか。

執行機関

常勤の職員につきましては、所長と係員 2 名です。係員の 1 名は、活動プログラムの制作・統括をしています。もう 1 名は、使用料に関する業務や施設管理業務をしています。そして所長が全体の総括をしております。また、所長も含めて、全員が活動プログラムにも参加しておりますし、宿泊者がいる日は 1 名が宿直を行っております。

\_\_\_\_委員

例えは職員のうち若手の職員が配置された場合は、経費が抑えられますか。使用料を上げられないのであれば経費の削減を考えなければならないと思います。

執行機関

若い職員が配置されれば経費が抑えられるが、職員の配置は、我々の裁量では決定できないところです。

執行機関

事務局から補足をさせていただきます。受益者負担率を算定するに当たり、人件費は職員の平均給与を計上することとしております。また、一人当たりの 人件費が 810 万円というのは、社会保険料などの共済費も含めた金額となっており、年収とは異なります。

会長

平均給与で経費を算出しているので、新人の方が配置されても受益者負担率は変わらないということですね。

執行機関

そのとおりです。

\_\_\_\_委員

利用対象者には障害児も含まれますか。もし含まれるのであれば、障害児の利用への対応を教えてください。

執行機関

含まれています。平成 28 年及び 29 年度の施設リニューアルに伴いまして、エレベーターの設置や段差の解消等のバリアフリー化をしておりますので、身体に障害をお持ちの方も利用しやすくしております。実際に特別支援学校の児童生徒の方も利用していただいており、こどもたちの発達段階や状況に応じた指導をさせていただいております。

- \_\_\_\_委員 調書の利用人数に含まれているのですね。スポーツ活動など、できることがあると思いますので、ぜひ広めていただけますとありがとうございます。
- 会長 稼働率 75.9%の計算方法を教えてください。例えば1日に1人でも利用すれば、その日は、稼働日数になるのでしょうか。
- 執行機関 分母は、開所日です。分子は、1団体でも利用していれば、その日は稼働日数として計算しています。
- 会長 極端な例ですが、毎日、少人数の1団体が利用している状況でも稼働率100%になるということですか。
- 執行機関 そうです。
- 会長 そうすると、稼働率75.9%という数値であっても、日によっては使用していない、余っている部屋が結構あるということでしょうか。
- 執行機関 日によっては1団体しか利用がない日もあります。一方で150人近い人数の団体利用もございます。繁忙期は、1日に2校以上で利用していただいているので、利用者数が少ないというわけではございません。
- 会長 ほかに御意見・御質問はありますか。
- \_\_\_\_委員 (意見等なし)
- 会長 それでは、これで少年自然の家使用料のヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。続きまして、ふるさと農場使用料についてヒアリングを行います。農政課から説明をお願いします。
- (ヒアリング調書その1 (10月3日分) について説明)
- 会長 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、御質問をお願いします。
- 副会長 国補事業で整備した農場とのことです。国補事業の条件として栽培指導員を常駐させているのでしょうか。
- 執行機関 国補事業の条件ではなく、農業人材の雇用促進や、栽培指導員の活動を通じて市民の交流の場を提供するという目的を達成するためのものです。
- 副会長 国庫補助金の額を教えてください。
- 執行機関 手元に資料がありませんが、1億円以上だと思われます。
- 副会長 現在も国庫補助金をもらっていますか。
- 執行機関 もらっていません。
- 副会長 整備当初の目的を達成していない場合、国庫補助金は返還する必要があります。
- 執行機関 年数が経過しておりますので、補助金の返還までには至らないと考えております。
- 副会長 農園の貸出件数が121件で、全体面積の91%に相当することですが、総区画数はいくつありますか。
- 執行機関 137区画です。
- 副会長 農園は1件当たり大体何m<sup>2</sup>ですか。
- 執行機関 区画ごとに異なりますが、平均すると50m<sup>2</sup>程度です。
- 副会長 人件費として会計年度任用職員の栽培技術指導員が2人配置されています。私自身も家で野菜を栽培していますが、本を買ってたり、インターネットで調べて栽培しています。栽培技術指導員は、本当に必要なのでしょうか。

- 執行機関 栽培技術指導員 2 名のうち 1 名は有機農業に精通する者です。もう 1 名は標準的な農薬や化学肥料を使用する栽培方法に精通する者です。それぞれが役割分担をして指導しています。また、2 名のうち 1 名は常駐するようにしており、施設管理の業務も兼ねて勤務しています。
- \_\_\_\_委員 施設管理の業務も兼ねているとはいえる、人件費をかけすぎているのではないでしょうか。
- 執行機関 一日平均 10 件程度の栽培相談がありますので、その対応をするためには専門知識を持った者を配置したいと考えています。
- \_\_\_\_委員 使用料の 1 m<sup>2</sup>当たり 400 円というのは、あくまで農場を借りるためのものと考えてよろしいでしょうか。
- 執行機関 はい。そうです。
- \_\_\_\_委員 栽培技術指導員から指導を受けるサービスについては、現在の使用料には含まれていないと考えられます。指導を受けるのであれば、それを有償として、料金を引き上げることはできませんか。
- 執行機関 今後検討していきたいと思います。
- \_\_\_\_委員 検討の余地はあるということでおよろしいですか。
- 執行機関 はい。
- \_\_\_\_委員 農園を借りている方のみが施設に入れるのでしょうか。
- 執行機関 一般の方も入ることはできます。
- \_\_\_\_委員 いつでも施設内には入れるのでしょうか。
- 執行機関 栽培技術指導員は 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となっていますが、それ以外の時間でもゲートなどはありませんので、どなたでも施設内に入ることができます。
- \_\_\_\_委員 正職員はふるさと農場だけでなく、そのほかの施設の管理も兼務しているということでしょうか。
- 執行機関 正職員はふるさと農場と森林公园の管理を兼務しております。全体の業務のうち、概ね 3 分の 1 程度をふるさと農場で勤務しており、それに基づいて人件費の計上をしています。
- \_\_\_\_委員 施設運営コストが上がっている中で、人件費を下げず、また使用料を上げないとした場合、農政課では、今後どのように利益を確保しようと考えていますか。
- 執行機関 利益よりも、市が農場を運営することにより、農業に対する理解や利用者の安心感、市の魅力向上を目指していきたいと考えております。そのために、幼稚園や小学校低学年向けの体験なども企画しながら、施設の運営をしていきたいと考えております。
- \_\_\_\_委員 幼稚園などからは、使用料をいただいているか。
- 執行機関 体験に係る実費相当額をいただいているか。
- \_\_\_\_委員 ホームページを見ると、農園は希望により 3 年間更新して使用できるとあります。調書に記載されている貸出件数は毎年あまり変わっていないようですが、同じ区画をどのくらいの期間借りるものなのでしょうか。私も以前申し込みをしたことがありましたが、その時は空きがありませんでした。

- 執行機関 資料が手元にありませんが、利用者の半数程度が3年以上使用していると思います。利用者の入れ替えは毎年10人程度あります。
- \_\_\_\_委員 使用年数の上限はありますか。また、長く利用された方に対して農地の購入を促すことができるのではないでしょうか。
- 執行機関 3年ごとの更新をしていますが、更新回数に制限は設けておりません。利用者に農地の購入を促す考えは今のところありません。
- \_\_\_\_委員 現在の農園を拡張する考えはありますか。また、ほかに市が所有している農耕に適した土地があれば、分散配置ができるのではないかでしょうか。そうすればもっと多くの方に利用してもらえるのではないかと思います。
- 執行機関 農園を拡張する考えは今のところありません。地元の還元施設という意味合いもありますので、引き続き現在の場所で運営していきたいと考えています。
- 会長 ほかに御意見・御質問はありますか。
- (意見等なし)
- それでは、これでふるさと農場使用料のヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。続きまして、植物公園入園料についてヒアリングを行います。公園緑地課から説明をお願いします。
- 執行機関 (ヒアリング調書その1(10月3日分)について説明)
- 会長 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、御質問をお願いします。
- \_\_\_\_委員 ランニングコストが増加している状況ですが、入園料を上げない理由を教えてください。
- 執行機関 ランニングコストが上昇しているのは、ごみ処理施設の移転により、焼却時の熱の利用ができなくなったことが主な要因です。これを入園料に転嫁しますと、近隣の植物公園と比べて割高になってしまい、入園者の減少につながってしまうとの考え方から、現行の料金を維持したいと考えております。
- 会長 平成20年度の審議会の答申に基づいて料金の引き上げをしています。17年が経過し、物価も当時からは上がっていますが、それでも現在の入園料を維持したいと考えますか。
- 執行機関 確かに物価は上がっていますが、ほかの施設でも値上げをしていないのが一般的となっています。例えば、国営ひたち海浜公園は、あの規模で450円の入園料としている中、植物公園の300円というのは、適当な金額であると考えています。
- \_\_\_\_委員 コストを削減する方法について、何か考えはありますか。
- 執行機関 温室の温度を必要最低限に設定しているほか、今年度からは、夜間警備を人的警備から機械警備に切り替えました。
- 副会長 人件費の内訳として、入園料を徴収する方の入件費を教えてください。
- 執行機関 臨時職員が従事しており、約240万円です。
- 副会長 ありがとうございます。入園料の744万円が入園料を徴収する職員の入件費にも満たないのではないかと危惧したため伺いました。
- \_\_\_\_委員 ごみ処理施設の跡地利用の検討はしていますか。植物公園に隣接する広い敷地なので、有効活用できるのではないかでしょうか。
- 執行機関 跡地利用については、現在検討を進めていますが、植物公園の拡張も一つの

案としてはございます。

\_\_\_\_委員

民間企業に運営を任せる手法も有効かと思いました。筑波山では、ジップラインなどができるようになっています。料金が高くても行きたいと思う方もいると思います。現在の植物公園の中で使われてない場所があれば、別料金で何かできるのではないかと思いました。

執行機関

民間活力を活用した公園運営は、現在の公園行政のトレンドとなっており、担当課としても検討はしております。以前、植物公園の駐車場を活用するという提案が民間企業からありました。その提案は実現しなかったのですが、引き続き検討をしていきたいと考えています。

\_\_\_\_委員

人件費のうち、嘱託員や臨時職員の業務内容を教えてください。

執行機関

嘱託員は園芸指導員として園内管理や栽培管理を行っています。臨時職員は入園料の徴収などに従事しています。

\_\_\_\_委員

指定管理者は水戸市公園協会ですか。

執行機関

そうです。

\_\_\_\_委員

調書に記載の入件費約4,000万円は、指定管理委託料として市が公園協会に支払っているものでしょうか。

執行機関

そうです。

会長

ほかに御意見・御質問はありますか。

(意見等なし)

それでは、これで植物公園入園料のヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。続きまして、市営住宅汚水処理場使用料についてヒアリングを行います。住宅政策課から説明をお願いします。

(ヒアリング調書その1(10月3日分)について説明)

会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様、御質問をお願いします。

\_\_\_\_委員

事務局に受益者負担率の基準の考え方について伺います。入居率が100%の時でも受益者負担率が60.5%であるのに、現在の使用料が妥当であるように調書の考察欄に記載されています。この考え方でよろしいのでしょうか。

執行機関

受益者負担率の基準については、過去の審議会において、あくまで目安として設定したものであります。設定から長期間が経過していますので、審議会の議論の中で、必要に応じて柔軟に見直していく基準だと考えております。

\_\_\_\_委員

現在の基準が75%になっているところ、実際は最大でも60.5%にとどまるのであれば、そこをまず執行機関の中で検討するべきだと思います。入居率が100%になった場合に受益者負担率が75%になるように使用料を設定するべきだと思いますが、担当課はどのように考えますか。

執行機関

委員がおっしゃるように、調書の考察欄は60.5%で問題が無いように読めてしまっています。記載が足りない点があり、お詫びを申し上げたいと思います。御質問のあったとおり、入居率が100%となった場合に受益者負担率が75%になるような使用料について試算をしたところ、月額3,300円程度でございました。この金額設定であれば、仮に入居率100%となれば、受益者負担率の基準を満たせるわけですが、その一方で、市営住宅が低所得者層向けの住宅であることも考慮する必要がございます。また、汚水処理場使用料の対象である2つの住宅

以外は全て公共下水道に接続しており、公共下水道を使用している入居者とのバランスについても考慮すべきと考えております。公共下水道を使用している場合のモデルケースでは、2人世帯で月額2,290円、3人世帯で月額3,060円の負担となります。下水道に接続していない住宅ということで現在2,700円を負担していただいているという状況を含め、総合的に検討した結果、受益者負担率が75%に至らないものの、使用料を引き上げることは難しいと考えました。

\_\_\_\_委員

執行機関

使用料の収納率を教えてください。

現年分につきましては、概ね100%となっております。手元に資料がありませんが、過年度分については収納率が低くなっています。

\_\_\_\_委員

執行機関

徴収業務は委託しているのですか。

一般的な督促業務は指定管理者に委託しています。それでも納めていただけない場合には、市が裁判所に訴えを提起するなどしています。

\_\_\_\_委員

執行機関

令和6年度の使用料の決算額が減っている理由を教えてください。

酒門町東原住宅が下水道に接続したことによるものです。

\_\_\_\_委員

執行機関

令和7年度の収入は令和6年度と同程度となる見込みですか。

そのように見込んでおります。

私は2,700円は高いという印象を受けました。1戸当たりの世帯人数はどのくらいなのでしょうか。

この2つの住宅においては、1人世帯の割合が約40%，2人世帯が約28%，3人世帯が約20%となっています。

\_\_\_\_委員

執行機関

人件費はどのように算出していますか。

指定管理委託料のうち汚水処理場使用料に係る業務相当として、人件費全体の2.5%を計上しています。

\_\_\_\_委員

これまで一度も使用料の改定をしていない理由を教えてください。また、他市等の状況欄について、一部の市では自治会が直接支払っているとの記載がありますが、どのような意味なのでしょうか。

使用料については、過去の使用料等審議会においても数回審議していただき、公共下水道を利用している方の料金なども考慮した結果、現在の金額を維持しております。他市の事例については、自治会が自ら維持管理を行っており、汚水処理施設使用料を入居者から徴収しているものです。

\_\_\_\_委員

執行機関

水戸市でも自治会に任せる手法は取れないのでしょうか。

近年は自治会の高齢化が進んでおり、自治会に任せるることは難しいと考えています。

\_\_\_\_委員

各住宅の汚水処理施設の設置年度を教えていただけますか。また、下水道への接続の予定はありますか。

執行機関

見川住宅は昭和59年度、柳河町住宅は平成11年度に設置しています。見川住宅は付近まで下水道が整備されているのですが、県営住宅の敷地に管を通す必要があり、県との調整が済んでいないことから接続ができていません。柳河町住宅につきましては、下水道の整備計画は現在のところありません。

会長

ほかに御意見・御質問はありますか。

(意見等なし)

それでは、これで市営住宅汚水処理場使用料のヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。続きまして、境界確認証明書交付手数料についてヒアリングを行います。道路管理課から説明をお願いします。

執行機関

会長

\_\_\_\_委員

執行機関

\_\_\_\_委員

執行機関

会長

執行機関

会長

執行機関

会長

執行機関

\_\_\_\_委員

執行機関

会長

(ヒアリング調書その1(10月3日分)について説明)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様、御質問をお願いします。

この証明書はどのような方が取得するのですか。

家屋調査士の方が取得する場合が多いです。土地の分筆などをする際、道路に接する土地との境界を確認し、業務の正確性を担保するために使用されます。

他市では、発行手数料が無料や300円程度です。水戸市と比べて金額が低い理由を教えていただきたいです。

業務量は大きく変わるものではないので、境界確認業務に要する経費について負担を求めるか求めないかという、受益者負担の考え方の違いであると思われます。

水戸市内の土地の境界を確認するために証明書を発行してもらう場合、水戸市が証明書を発行したら2,600円かかり、県が発行したら無料ということになりますか。

はい。市道であれば2,600円かかり、県道であれば無料ということになります。

その差の理由としては、この業務に対する受益者負担の考え方方が違うからということでおろしいですか。

そうです。

他自治体でも水戸市と同様に現地確認等を行った上で証明書の発行をしており、水戸市は現地確認のための手数料等に対して手数料で負担いただくとの考え方だが、無料や低額としている自治体は、現地確認等の費用は自治体が負担するとの考え方ということでしょうか。

そうです。

県内で手数料を取っている自治体はありますか。

下妻市が300円としています。

ほかに御意見・御質問はありますか。

(意見等なし)

これで、本日予定されていたヒアリングはすべて終了しました。その他として、事務局から何かありますか。

(次回の審議会日程等の連絡)

会長からも冒頭にあったとおり、現在の金額について、現状維持なのか、値上げするのか、下げるのか、結論を最初に言ってもらえるように、次回以降の説明担当者に伝えてください。

改めて周知をさせていただきます。

それでは本日の審議会を終了します。ありがとうございました。